資料２

指定都市市長会
多様な大都市制度実現プロジェクト

全国知事会等の意見を踏まえた
特別市制度に関する補足説明

未来をカタチに
みんなと創る「特別市」

指定都市市長会は「特別自治市（通称 特別市）」制度の法制化など、
多様な大都市制度の早期実現を目指しています



指定都市へのさらなる権限・税財源の移譲や、
地域特性に応じて選択できる多様な大都市制度の実現により、
日本全体の経済成長を促します

指定都市市長会 Mayors Association of Designated Cities
札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 川崎市 横浜市 相模原市 新潟市 静岡市 浜松市
名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市 岡山市 広島市 北九州市 福岡市 熊本市

令和８年11月

作成の趣旨

「人口減少時代に、現行制度のままでよいのか」

1　人口減少・少子高齢化の進行、人材不足の深刻化などにより、
我が国の地方自治制度は大きな転換点を迎えている。

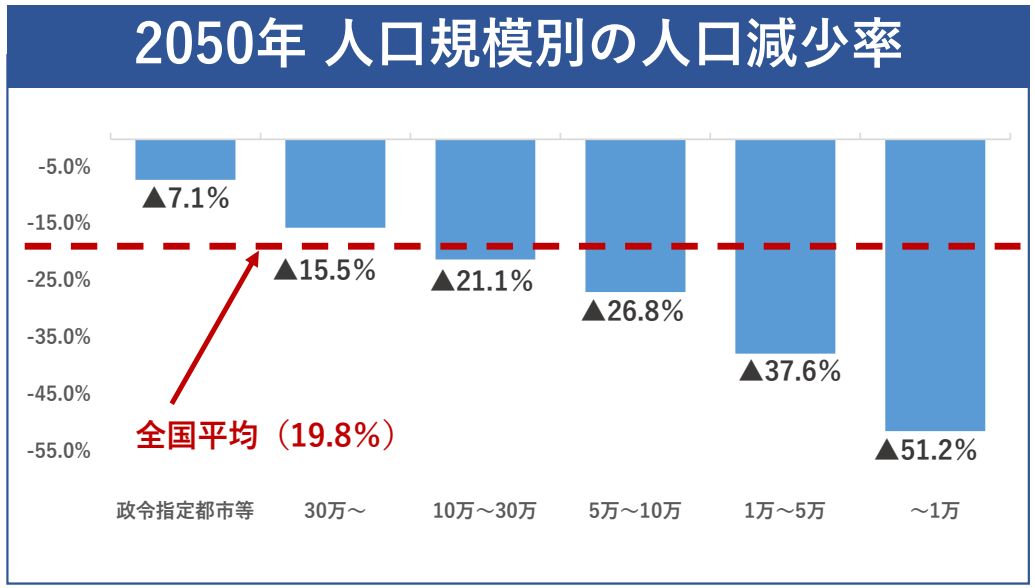
2　指定都市市長会は、こうした将来課題に対応するための制度改革の一つとして
多様な大都市制度の実現を目指し、「特別市制度」を提案している。

3　全国知事会「大都市制度のあり方に関する検討プロジェクトチーム」から、
特別市制度に対する様々な懸念・疑問が列挙され、現状を是とするかのような意見
が示されていることを踏まえ、特別市の必要性や各論点に対する考え方を改めて
発信していく必要がある。

4　本資料では、全国知事会等から示された主な意見や論点も踏まえながら、
「なぜ今、特別市なのか」という視点から、
特別市制度が必要と考える理由や各論点に対する考え方を補足・整理した。

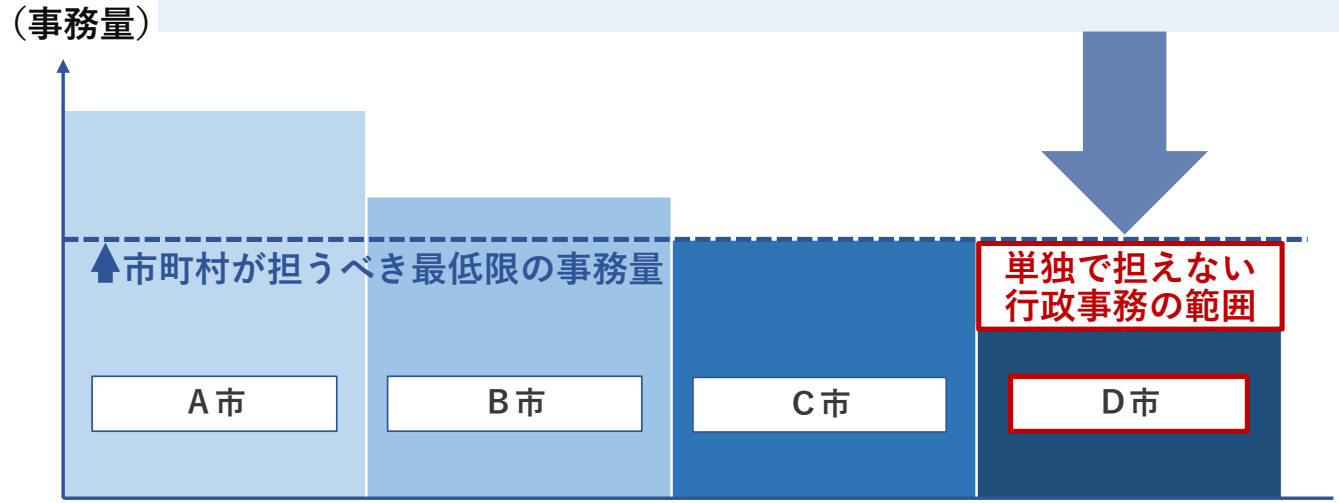
人口減少時代への対応の必要性

「将来、全国の自治体が加速度的な人口減少に直面」



※出典：国土交通省「国土形成計画（全国計画）関連データ集」

持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、
都道府県・大都市が果たす役割が重要



人口減少時代に求められる地方行政体制の視点

「『国・都道府県・市町村の役割分担』＋『大都市制度の在り方』の両面からの一体的な議論が必要」

- 人口減少や少子高齢化、デジタル化への対応、大規模災害への備えなど、**地方自治体を取り巻く課題は多様化・複雑化**している。
- 今問われているのは、**現行制度のままで将来にわたり持続可能な行政運営ができるのか**という視点である。
- 現在は、第34次地方制度調査会において「**国・都道府県・市町村の役割分担**」と「**大都市制度の在り方**」が別々に議論されているが、**人口減少時代の地方行政体制を考える上では、両者を一体的に検討する必要がある**。

人口減少時代に求められる地方行政体制の視点

「人口減少時代には、地方行政全体を俯瞰した議論が必要」

- 人口減少時代では、限られた行政資源を最大限活用し、効率的かつ機動的な行政サービスを提供できる体制への見直しが求められている。
- 広域化・集約化は重要な視点であるが、必ずしも都道府県への集約が最善であるとは限らない。
- 生活圏や経済圏の変化を踏まえ、それぞれの地域の強みを最大限発揮できる地方行政体制を選択できるよう検討すべきである。
- 大都市地域を抱える広域自治体とそれ以外の広域自治体では、広域自治体に求められる役割が異なっている。現在の47都道府県という統治機構の在り方も全体最適の視点から議論が必要である。

人口減少時代に求められる地方行政体制

「人口減少時代には『大都市の力』を最大限活用する視点も重要」

・広域化・集約化は、必ずしも都道府県への集約だけではない。
・行政資源や専門人材が集積する大都市の機能を発揮し、その効果を周辺地域にも波及させながら、広域連携を進める視点も重要である。

- ■ 広域連携の推進
- ■ 二重行政の解消
- ■ 行政資源の効率的活用
- ■ 迅速な意思決定

大都市の機能発揮と広域連携を同時に実現

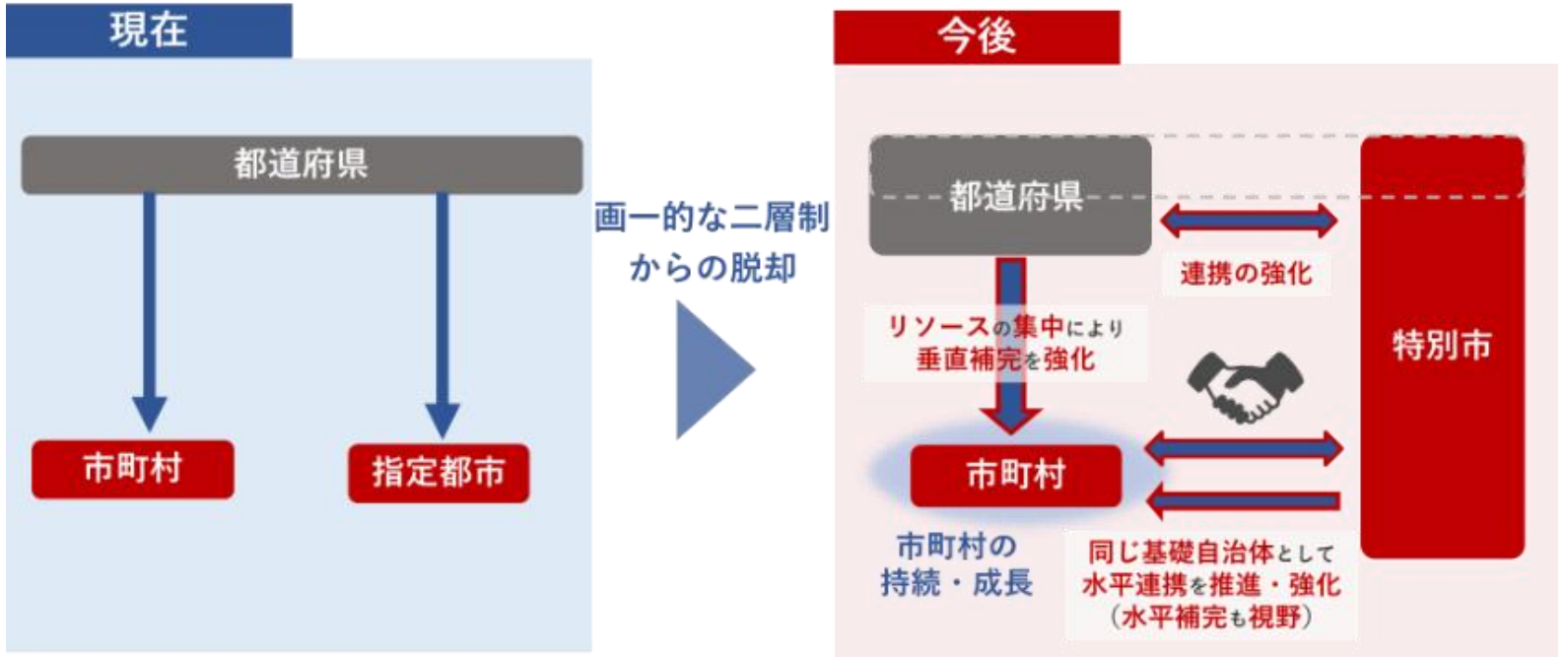
↓

『特別市』

人口減少時代における行政体制の一つとしての特別市の提案

「広域化・集約化か、特別市かではなく、両立させることが重要」

- 特別市の実現により、二重行政の解消や迅速な意思決定を通じて、行政資源の効率的な活用が可能となる。
- 道府県は、大都市に投入している人的・財政的リソースを、市町村支援や広域行政へ重点化することが可能となる。
- 広域化・集約化と大都市の機能発揮を両立する選択肢の一つが「特別市」である。



現行制度に残る構造的課題「二重行政」に関する認識

「権限移譲が進んでもなお残る構造的な課題」

- **道府県と指定都市の双方が関与する行政分野が依然として存在する。**
- **権限と責任の所在が分かれることで、迅速な意思決定や一体的な行政運営に課題が生じている。**
- **人口減少時代においては、行政資源の重複や調整コストを可能な限り縮減することが求められる。**

■法令上の役割分担と二重行政

現行制度において道府県と指定都市との法令上の役割分担（事務配分）は整理されているものの、行政主体が分かれることによる二重行政が生じており、**非効率や調整コスト**が生じている。
事務処理特例条例によって知事権限の一部は原則移譲が可能である一方、（知事ではなく）**道府県の役割として法令に規定されている多くの事務**の見直しには、**原則として法改正が必要**となる。

■個別の権限移譲

道府県から指定都市への権限移譲は進められてきたが、個々の制度ごとの対応にとどまり、大都市行政全体を**一体的に運営する仕組みにはなっていない**。
権限移譲や二重行政の解消には**複数の法律に跨る改正を要する場合も多く**、こうした構造的課題の解消には**個別権限移譲だけでは限界**があるため、**地方自治構造そのものの見直しが必要**である。

■現行制度における対応

住民ニーズに対応するための様々な工夫や調整は行われているが、
それは**現行制度の下で生じる課題への対応努力**であり、制度そのものの**課題は解消されていない**。

現在も残る行政運営上の課題の具体例

■道府県と指定都市の双方が関与する行政分野の主な事例

- **私立幼稚園等の認可・指導監督**（学校教育法、私立学校法、子ども・子育て支援法等）
- **県管理河川と市管理道路等の対応**（河川法、道路法等）
- **急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域の指定等**（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等）
- **交通安全対策・交通規制**（道路交通法、交通安全対策基本法等）
- **新たな感染症など危機事象への対応**（新型インフルエンザ等対策特別措置法等）

参考　道府県の関与による支障事例の調査結果（指定都市市長会）

制度上の調整は今なお現場の負担となっている。

事業数	支障事例数
73事業	117件

※令和６(2024)年６～８月　指定都市全20市を対象に調査を実施

※令和６(2024)年11月　指定都市市長会「総務・財政部会」でとりまとめ

特別市と道府県との新たな調整業務

「必要な連携・調整と『二元行政』は異なる」

- 特別市実現後も広域的な課題に関する調整や連携は必要であるが、同じ地域・同じ行政分野に道府県と市が関与する二重行政のように、ただちに弊害が生じるものではない。
- 自治体間の連携・調整そのものを二元行政と定義し、二重行政と同列の課題として取扱うことは適切ではない。

【例】

現状

道府県　　指定都市

都市計画・防災

同じ事務に双方が関与
⇒　二重行政

特別市創設後

連携

都道府県 ⟷ 特別市

都市計画・防災

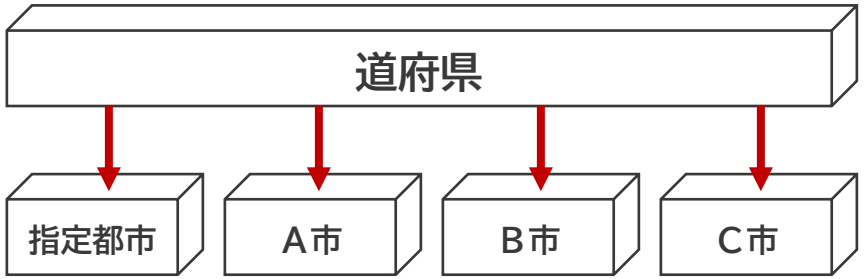
同じ事務を双方が調整しながら対応
⇒　連携（≠二元行政）

残存する道府県の総合調整機能への影響

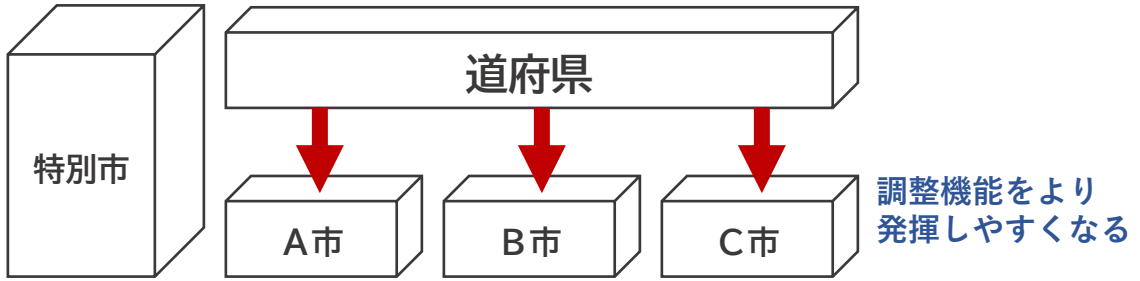
「『道府県の弱体化』ではなく、『役割の重点化・機能強化』」

- 指定都市が特別市となることで、道府県は**指定都市への関与に充てていた人的・財政的リソースを、指定都市以外の市町村支援や広域行政に重点化**できる。
- 特別市制度は、道府県を弱体化させるものではなく、**道府県と特別市が、それぞれ担うべき役割に専念することで、道府県の機能強化に繋がる**制度である。
- **広域的な利害調整は都道府県だけが担うものではなく**、関係自治体が課題に応じて**協議・連携することが重要**である。
- 災害対応、感染症対策、高度医療提供体制などの広域的な連携・調整については、**引き続き、道府県や関係自治体と連携して対応**する。

現行制度



特別市創設後



特別市による水平連携・水平補完

「市町村連携の選択肢を拡充するもの」

- 水平連携・補完は、市町村との合意や連携協約等に基づくものであり、**一方的な権限行使はあり得ない**。
- 特別市は、他の市町村と同じく基礎自治体として住民に身近な行政を担うことから、**広域自治体とは異なる観点での連携・補完**が可能である。
- 人材不足等に対応するため、**「応分の負担」**の下で事務の共同実施や受託を行うことを想定している。特別市による水平補完は「区域外への権限拡大」ではなく、**市町村の意思により都道府県による連携・補完と特別市による連携・補完の双方から選択可能**とするものである。
- 補完を受けるかどうかは**各市町村が判断**するものであり、**地方自治や民主主義の原則を損なうものではない**。

特別市による水平補完は「一方的な権限行使」ではなく
「**市町村の選択**と**合意**に基づく**連携**」

広域連携や利害調整の実効性

「都道府県の存在により自動的に連携が実現するわけではない。重要なのは、地域課題を解決できる実効的な連携の仕組み」

- 広域連携や利害調整は重要であるが、都道府県が存在することで自動的に実現されるものではなく、現行制度においても自治体間の調整課題は存在しており、自治体同士の協議や連携によって対応している。
- 重要なのは、地域課題の解決に向けて関係自治体が主体的に協議・連携できる仕組みである。
- 人口減少や人材不足が進行する中、自治体間連携の必要性は今後さらに高まることが見込まれる。
- そのため、令和７年11月に指定都市市長会のプロジェクトでとりまとめた法制化案等では、特別市に周辺自治体との連携・補完の責務を位置付けている。加えて、プロジェクトでは、広域連携や利害調整の実効性を担保する仕組みについても議論している。

【参考】現在の指定都市による広域連携事例

- 多くの広域課題は、**既に自治体間の協議や連携によって解決に向けた取組が進められている。**
- **特別市制度そのものが広域行政を阻害するものではなく**、制度実現後も道府県及び県内市町村との協力関係を維持しながら対応していく。
- 水源環境保全をはじめとする広域的な課題についても、**引き続き関係自治体と連携して取り組む。**

参考　現在の指定都市における連携事例

- **周辺自治体の市民病院との診療の相互連携による地域医療提供体制確保**
- **指定都市の消防ヘリコプターを周辺自治体の消火活動等に活用**
- **災害発生時の廃棄物への対応について、周辺自治体との相互支援体制を構築**
- **相互利用のニーズが高い地域における保育所等の共同整備と管外保育の推進**
- **周辺自治体と連携した新たな販路獲得や商品開発のための伴走支援の実施**
- **周辺自治体職員が参加可能な外部専門人材による研修等を指定都市が実施**
- **周辺自治体とのＧＩＳ等の共同調達・共同利用**
- **周辺自治体への技術職員の派遣　など**

【参考】法制化案における広域連携や補完の位置付け

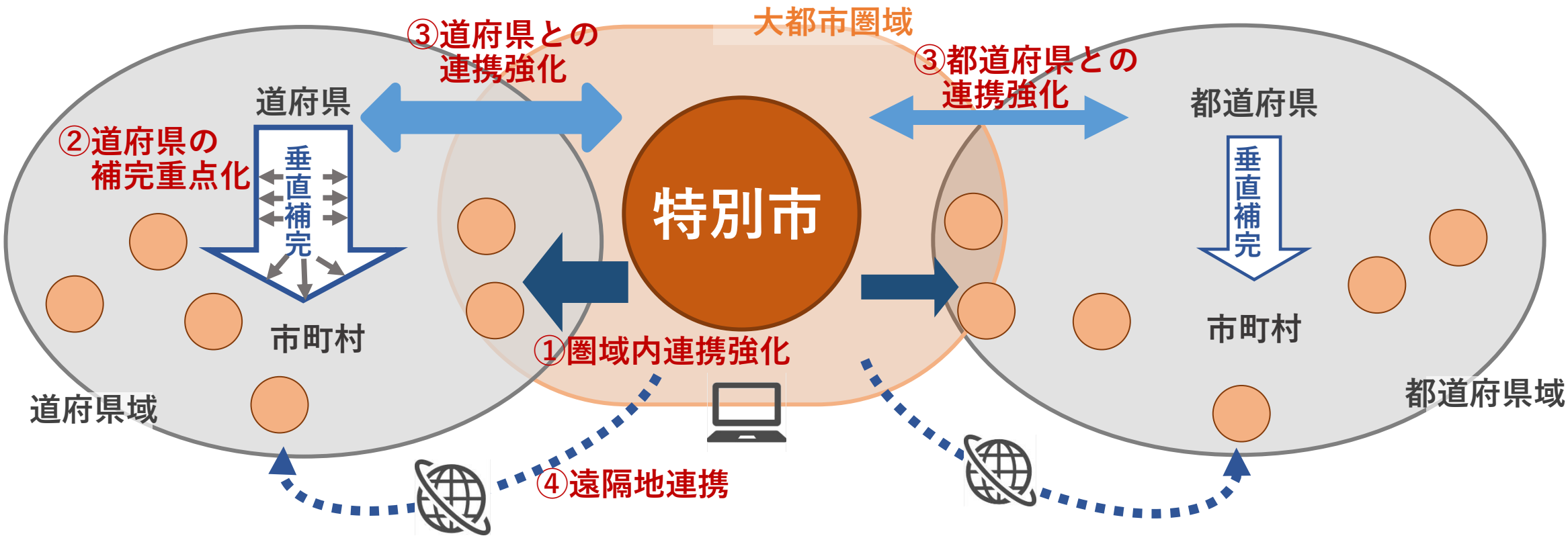
- 令和７年11月に作成した指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト報告書」において、特別市制度の法制化案として、**地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正案を作成**
- 特別市の事務として、**市町村の事務補完**や**広域にわたる地域社会の持続的発展への配慮**等を**位置付け**

特別市の事務

（地方自治法(改正案)第264条）

- **地域における事務、その他の事務で法令により都道府県又は市が処理するもの（市町村に関する連絡調整に関するもの等を除く。）等を処理する。**
- **地域の特性等を勘案して必要があると認められるときは、一般の市町村の求めに応じ、当該市町村の事務を補完する事務を処理するものとする。**
  この場合において、特別市、都道府県及び市町村は、相互に競合しないようにしなければならない。
- **事務を処理するに当たっては、国・関係地方公共団体の協力の下、広域にわたる地域社会の持続的発展に資するように配慮しなければならない。**

特別市実現後の連携機能強化の方向性



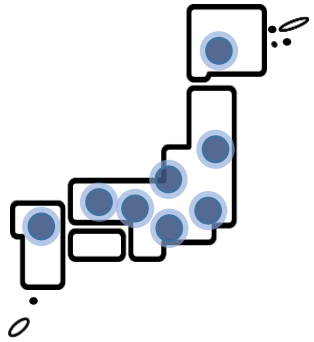
① 特別市は圏域の核として市町村に対する連携・補完を強化（圏域マネジメント強化）
② 道府県は、大都市以外の市町村に対する垂直補完を重点化（リソース最適化）
③ 特別市と都道府県が対等に連携し、広域課題に対応（新たな広域連携）
④ DXの活用等により圏域外との連携も拡大（更なる広域化）

特別市実現による地域経済の発展と多極分散型社会への貢献

「地域の強みを活かし、成長の好循環を生み出す」

- 二重行政の解消や政策決定の一元化により、地域の実情に応じた迅速かつ一体的な施策展開が可能
- 地域の課題や強みに応じて政策の選択と集中を進め、限られた財源・人材をより効果的に活用
  - ➡ 企業立地、都市開発、研究開発投資、スタートアップ創出などの施策を一体的かつ機動的に展開しやすくなる。

政策の迅速化・重点化
↓
地域の強みを活かした施策展開
↓
投資・経済活動の活性化
↓
雇用創出、所得向上、消費拡大
↓
地域経済の発展・周辺地域への波及



【参考】　経済波及効果の試算結果（川崎市）

	市内における	圏域における
経済波及効果	634億円	576億円
雇用創出効果	4,042人	4,284人

※数値はいずれも単年度の効果
※令和７(2025)年６月川崎市公表

特別市により、地域の特性や強みを活かした戦略的な地域経営が可能となり、地域経済の発展を支えるとともに、我が国全体の多極分散型社会の形成に貢献することが期待される。

※ 経済成長や多極分散型社会の実現は様々な要因に影響されるものであり、特別市制度は地域の力をより発揮しやすくするための基盤の一つである。

財政・地域間格差への影響

「財源の奪い合いではなく、財政調整をどう設計するか」

- 特別市制度は、大都市への集中を目的とするものではなく、人口減少時代において限られた行政資源を有効活用するための制度改革である。
- 特別市への財源移管は、移管される事務・権限に対応するものであり、事務移管と財源移管は一体の関係にある。
- 地域全体の活力向上のためには、強いところを弱めるのではなく、それぞれの地域が持つ強みを最大限発揮し、その効果を地域全体へ波及させていくことが重要である。
- 道府県や市町村財政への影響が懸念される場合には、地方交付税制度や財政調整の仕組みなどを通じて適切に対応すべきであり、必要なのは特別市の否定ではなく適切な制度設計である。

【参考】財政シミュレーション結果

「財政試算は、前提条件等により様々な結果になりうるもの」

神戸市による試算結果（第３４次地方制度調査会第４回専門小委員会（令和８（2026）年４月15日）神戸市ヒアリング資料より作成）

歳出	歳入	収支
+3,511億円	+3,497億円 （うち交付税+290億円）	△13億円

兵庫県の収支　+13億円
交付税及び譲与税配付金特別会計への影響なし

横浜市、川崎市及び相模原市による試算結果（「特別市に関する三市の考え方」（令和８（2026）年９月１日）より作成）

	横浜市	川崎市	相模原市	（参考）三市移行
三市の収支	▲ 41億円 （うち交付税＋66億円）	＋ 93億円 （交付税増減なし）	▲ 119億円 （うち交付税＋170億円）	－
神奈川県の収支	＋ 41億円 （うち交付税▲66億円）	▲ 27億円 （うち交付税＋67億円）	＋ 119億円 （うち交付税▲170億円）	＋ 134億円 （うち交付税▲170億円）

一方で、神奈川県の試算 ➡　神奈川県は約△680億円

（「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」（令和４(2022）年３月16日）より）

【参考】考えられる財政調整の仕組み

「財政への影響は、適切な財政調整の仕組みにより対応可能」

道府県・市町村財政への影響は、**財政調整の仕組みを適切に制度設計することで対応可能**と考えており、**財政調整措置等**の例としては、次のような手法などが考えられる。

- **財源超過額**に着目する手法
  特別市となることにより財源超過額が増加する場合、その増加額の一部を**道府県に対する財政調整交付金等として活用**し、道府県が担う広域行政や市町村支援機能の維持に充てる手法

- **留保財源**に着目する手法
  必要額を精査の上、**留保財源比率を柔軟に設定**することにより、留保財源への影響を抑える手法
  （参考：県費負担教職員の市費移管における措置）

- 普通交付税算定上の**合併算定替**や**合併特例債**に準じた措置
  （参考：市町村合併にかかる財政措置）

道府県有施設の移転等

「制度創設の議論と移行協議の議論は分けて考えるべき」

- 道府県有施設の取扱いは、施設の機能や利用実態、広域性等を踏まえ、個別に検討すべき課題である。
- 特別市制度の創設によって、全ての施設の移転・移管・廃止が直ちに必要となるものではなく、そうした前提を十分に認識した議論をすべきである。
- 仮に移管等が必要となる場合には、道府県民・市民への影響や費用対効果を十分に検証しながら対応を検討すべきである。
- 制度創設と個別都市の特別市移行は別の議論であり、個別施設の取扱いや費用負担は移行協議の中で具体的に整理すべき事項である。特別市への移行の有無や時期、移行対象施設等が定まっていない段階で、全ての施設について詳細な費用負担を決定することは現実的ではない。



住民代表機能への影響

「住民の方との距離を決めるのは自治体規模ではなく、住民の声が届く仕組み」



- 住民との距離は自治体の規模のみで決まるものではなく、住民参加や区役所機能の充実、デジタル技術の活用などにより、住民の声を行政運営に反映する仕組みを確保することが重要である。
- 指定都市は既に人口数十万から数百万人規模の行政運営を担っており、多様な行政課題に総合的に対応している。
- 特別市制度は、道府県と指定都市に分かれている権限と責任を一元化し、迅速かつ効果的な意思決定と責任の明確化を図るものであり、新たな権力集中を目的とするものではない。
- 市長と議会による二元代表制は維持され、責任の所在と議会によるチェック機能はより明確になる。
- 区長の特別職化や区選出議員による委員会などにより、地域の声を行政運営に反映する。
- 重要なのは選挙の回数や自治体の数ではなく、住民の意思が的確に行政運営へ反映される仕組みが確保されていることである。

移行手続・要件

「道府県議会･市議会で十分議論し、最終的には『市民』が判断する」

特別市の設置　地方自治法に条文新設を想定

指定都市等及び都道府県の**各議会の議決**
（特別市設置協議会の設置）

特別市設置協定書の作成

指定都市等及び都道府県の**各議会の議決**
（特別市設置協定書の承認）

「市民」による住民投票

指定都市等及び都道府県の共同申請

国会の承認、総務大臣の告示

特別市の設置

【移行手続きや住民投票の考え方】

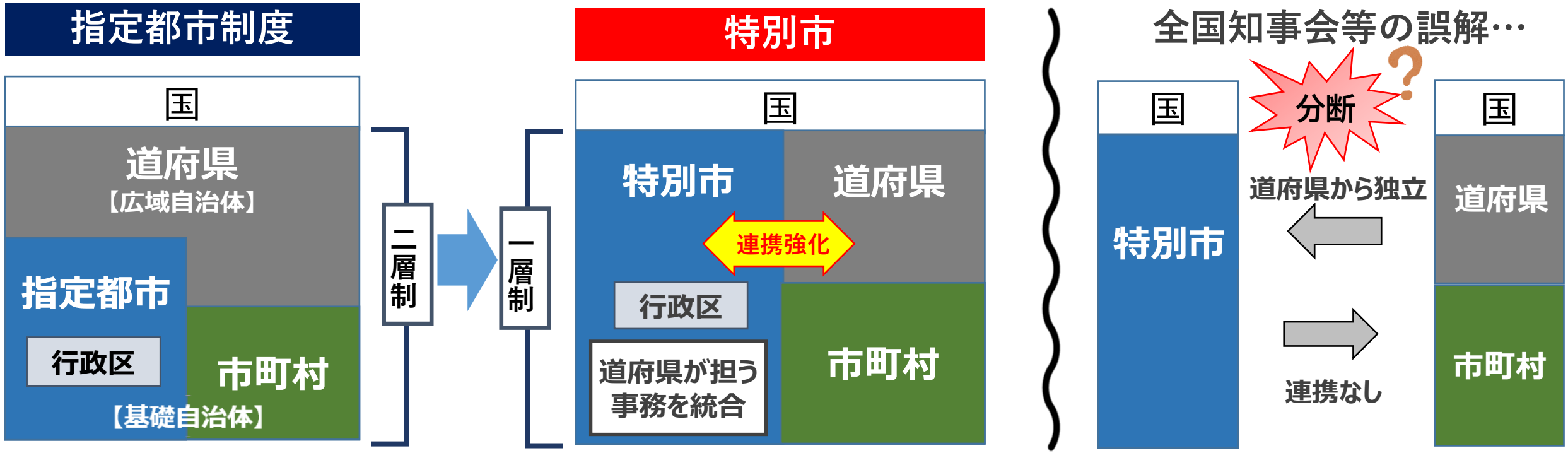
- 特別市への移行協議は、**市議会及び道府県議会の議決を前提**とし、十分な議論と合意形成を図る。
- その上で、特別市への移行は基礎自治体としての在り方を変更するものであり、市民の意思確認が必要である。
- 特別市へ移行する市民には、道府県の区域外となることや、道府県知事・議会議員の選挙権がなくなるなど、直接的な影響が生じる。
- このため、**住民投票の対象**は特別市へ移行する**「市民」**とすることが適当である。

大都市地域における特別区の設置に関する法律による特別区の設置
地方自治法第６条の２による申請に基づく都道府県の合併を参考に作成

「多様な大都市制度実現プロジェクト報告書」（令和７年11月）において、これらの考え方を反映した**法制化案を作成**

分断ではなく、連携強化へ

特別市制度は、地域を**分断**するのでは**なく**、
自治体間の**連携を強化**し、**国全体としてのサービス向上**に繋がる制度



「現状維持」ではなく、将来にわたり、
「**持続可能**」な行政サービスの提供を可能にする一つの選択肢

【参考】財政試算及び財政調整の手法について

特別市実現による財政的なシミュレーション

神戸市による試算結果（第３４次地方制度調査会第４回専門小委員会（令和８年４月15日）神戸市ヒアリング資料より作成）

算出方法

（兵庫県令和5年度決算資料により試算）

- 歳出：兵庫県歳入歳出決算書をもとに、関連する統計データに基づき按分して算出
  （例：民生費　65歳以上人口・身体障害者手帳交付数・国民健康保険被保険者数　等）
- 歳入：兵庫県下における市税のシェア等から算出
- 資産：原則、神戸市域に所在する県有財産（土地・建物）の簿価を計上　※インフラ資産は面積按分
- 負債：県有財産の神戸市域に相当する割合から算出

算出結果

歳出	歳入	収支
+3,511億円	+3,497億円 （うち交付税+290億円）	△13億円

資産	負債
+8,824億円	+3,029億円

兵庫県の収支　+13億円
交付税及び譲与税配付金特別会計への影響なし

特別市実現による財政的なシミュレーション

横浜市、川崎市、相模原市の試算結果（「特別市に関する三市の考え方」（令和８（2026）年９月１日）より作成）

算出方法

（神奈川県令和５年度決算（普通会計）により試算）

- 歳出：「地方財政状況調査（都道府県分）」の調査表における神奈川県の目的別歳出額（財源内訳のうち「一般財源等」）を対象として、関連する統計データに基づき按分して算出
  （例：民生費は65歳以上人口・身体障害者手帳交付数・国民健康保険被保険者数・人口、公債費は人口・面積　等　）
- 歳入：神奈川県県税統計における「県税決算額の市町村別税収額（推計）」を基礎とし、各市の割合等を用いて算出
- 歳入・歳出ともに一般財源への影響に着目したシミュレーションを実施

算出結果

	横浜市	川崎市	相模原市	（参考）三市移行
三市の収支	▲ 41億円 （うち交付税＋66億円）	＋ 93億円 （交付税増減なし）	▲ 119億円 （うち交付税＋170億円）	－
神奈川県の収支	＋ 41億円 （うち交付税▲66億円）	▲ 27億円 （うち交付税＋67億円）	＋ 119億円 （うち交付税▲170億円）	＋ 134億円 （うち交付税▲170億円）

特別市実現による財政的なシミュレーション

千葉市の試算結果

算出方法　（千葉県令和５年度決算（普通会計）により試算）

- 歳出：「地方財政状況調査（都道府県分）」の調査表における千葉県の目的別歳出額（財源内訳のうち「一般財源等）」を対象として、関連する統計データに基づき按分して算出
- 歳入：千葉県下における市税のシェア等から算出
- 歳入・歳出ともに一般財源への影響に着目したシミュレーションを実施

算出結果

千葉市の収支	千葉県の収支
+8億円	▲8億円

名古屋市の試算結果

算出方法　（愛知県令和５年度決算（普通会計）により試算）

- 歳出：「地方財政状況調査（都道府県分）」の調査表における愛知県の目的別歳出額（財源内訳のうち「一般財源等」）を対象として、関連する統計データに基づき按分して算出
- 歳入：愛知県下における市税のシェア等から算出
- 歳入・歳出ともに一般財源への影響に着目したシミュレーションを実施

算出結果

名古屋市の収支
+約50億円

特別市実現による財政的なシミュレーション

岡山市の試算結果

算出方法　（岡山県令和６年度決算（普通会計）により試算）

- 歳出：「地方財政状況調査（都道府県分）」の調査表における岡山県の目的別歳出額（財源内訳のうち「一般財源等」）を対象として、関連する統計データに基づき按分して算出
- 歳入：個人県民税は岡山市が個人市民税と併せて徴収した額、法人県民税は岡山県内市町村合計における岡山市法人住民税額のシェア等から算出

算出結果

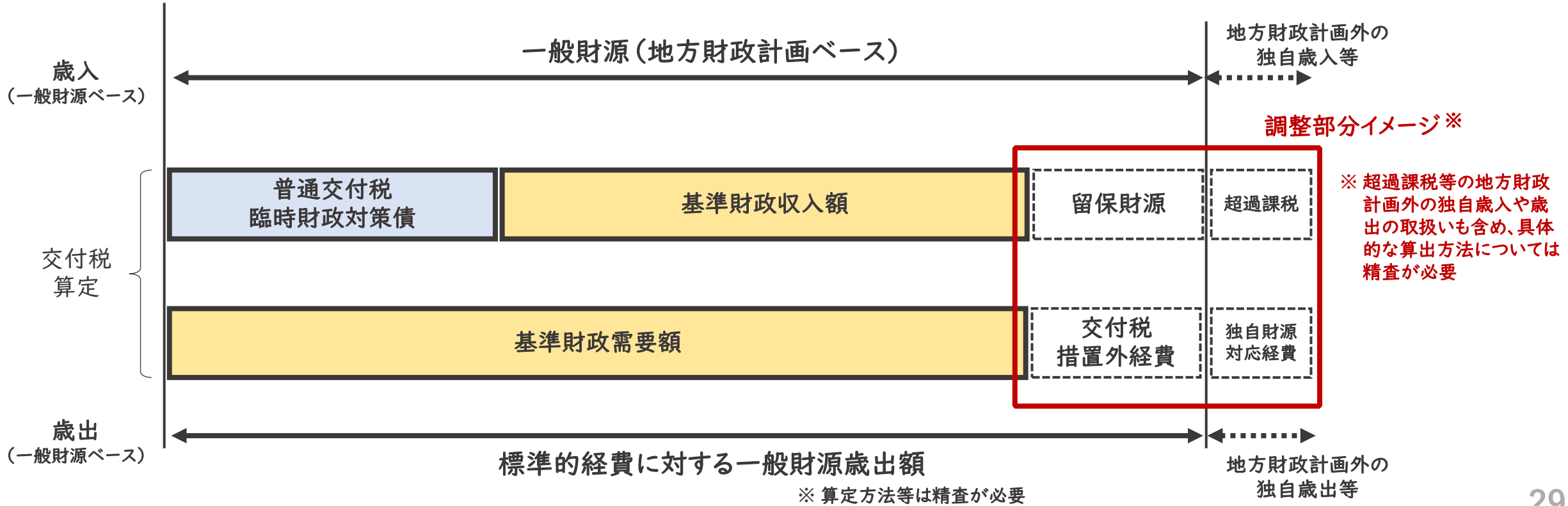
岡山市の収支	岡山県の収支
+3億円	▲3億円

財政調整の仕組みについて

財政調整の仕組みイメージ

- 移管に伴う**留保財源と交付税措置外経費の双方の増減額**を比較し、**留保財源の減少額が大きくなる部分**について措置を検討する。
- 交付税措置外経費は、あくまでも**「標準的経費に係る交付税措置外経費」を対象として**考えるべきである。
- 超過課税等の地方財政計画外の独自歳入や歳出の取扱いも含め、具体的な算出方法については更なる**精査が必要である。**

イメージ図

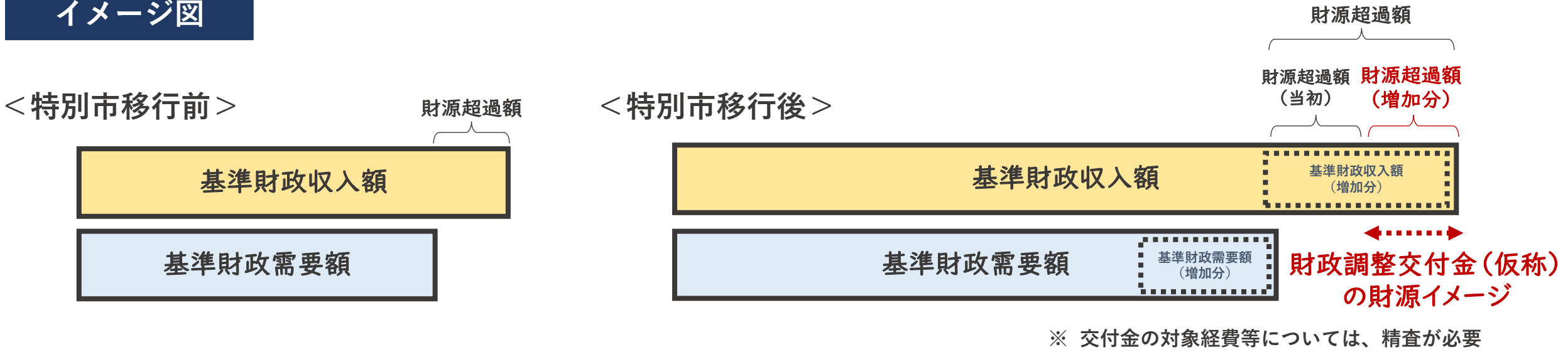


特別市の財源超過額が増加する場合の措置例

財政調整交付金（仮称）による調整イメージ

- 留保財源等の変動状況を踏まえ、調整が必要とされた部分について、特別市に移行することにより、特別市の普通交付税算定上の財源超過額が増加する場合に、**移行によって増加した普通交付税算定上の財源超過額の範囲内で措置**することを基本とする。
- 上記範囲を措置可能な総額とし、現在は県が実施している**広域的な事務等に要する経費への財政措置**として「財政調整交付金（仮称）」を特別市から道府県に交付することも考えられるが、その具体的な制度設計については今後更なる精査が必要である。

イメージ図



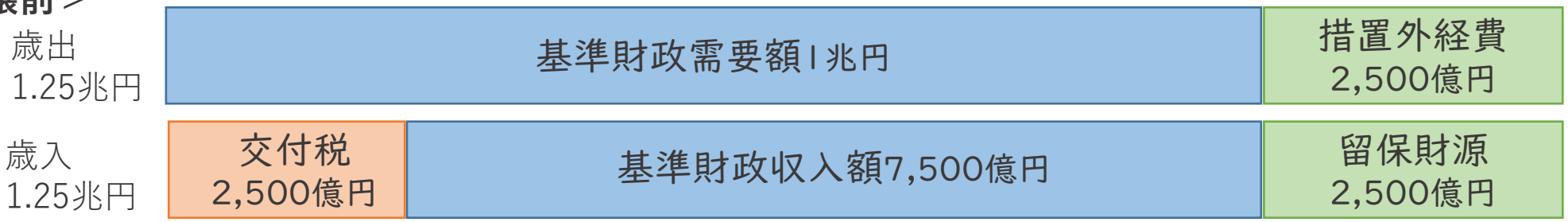
※ 交付金の対象経費等については、精査が必要

留保財源への影響を抑える手法例

留保財源割合の引上げによる調整イメージ（例：県費負担教職員の市費移管における措置）

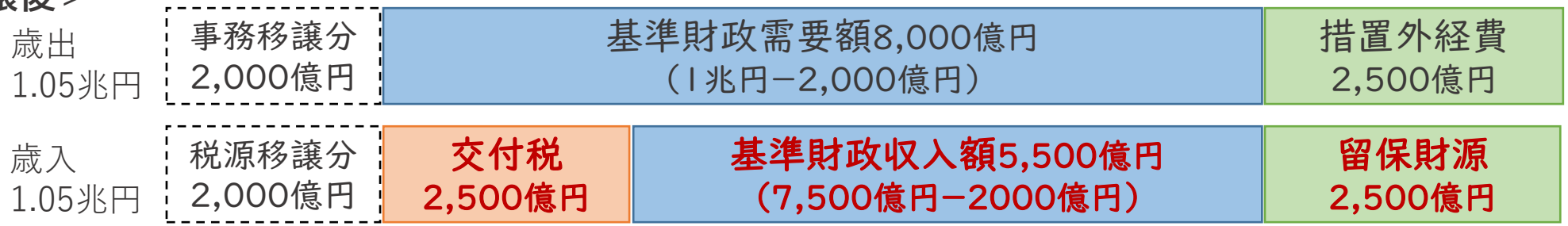
（前提条件）歳出：標準的な経費 １兆円　　歳入：県税収入 １兆円　と仮定
・2,000億円（交付税措置対象）の税収入・事務事業を移譲
・移譲分の100％を基準財政需要額・基準財政収入額から控除

＜移譲前＞



2,000億円（交付税措置対象）の税収入・事務事業移譲
基準財政需要額は2,000億円全額を控除
基準財政収入額は2,000億円全額を控除 ⇒ **交付税・留保財源は同額を維持**

＜移譲後＞



県費負担教職員の市費移管に併せて**個人住民税が２％移管された際の措置を参考**に、
必要額を精査の上、**留保財源比率を柔軟に設定**することにより、影響を抑えることも考えられる

その他参考となる過去に実施された調整手法例

その他の手法による調整イメージ（例：市町村合併における措置）

【普通交付税算定上の合併算定替を参考とした措置】

- 合併算定替とは、合併後の市町村に交付すべき普通交付税の額が、**合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続した場合に算定される額の合計額を下回らないよう**、算定することとされた措置（一定期間の激変緩和措置）
- 当該措置を参考に、特別市が区域外となった場合の地方交付税への影響を軽減する手法を検討することも考えられる。

【合併特例債を参考とした措置】

- 合併特例債とは、市町村の合併で必要となる事業に対し、事業の財源として活用可能な地方債であり、**合併市町村のまちづくりのための建設事業**や**合併市町村の振興**のための基金造成に対して発行が可能（**充当率９５％、交付税措置率７０％**）
- 当該措置を参考に、特別市が創設された場合に必要となる公共事業等に対して発行することも考えられる。

市町村合併にかかる財政措置を参考に、
普通交付税算定上の**合併算定替**や**合併特例債**に準じた措置を検討することも考えられる